



# 情報広場

福岡市役所代表電話番号 642・1111  
福岡市・宗像市の市外局番は0940です。

## 所得税の 還付申告を受け

所得税の還付申告を、通常の確定申告期間よりも前に、税務署職員や税理士が受け付けます。

給与や年金などからの源泉徴収税があり、申告で還付になる人が対象です。また、年末調整が済んでいても、医療費控除や住宅借入金等特別控除がある人は還付申告ができます。ただし、農業や不動産などの事業所得がある人や、不動産や株式の譲渡所得がある人は、この会場での申告の対象外です。また、住民税のみの申告や贈与税、相続税などの還付申告以外の相談は受けません。

**日時** 2月5日(水)～2月7日(金) 午前10時～午後3時  
**場所** イオンモール福津イオンホール  
**定員** 各日先着3000人  
**問い合わせ** 香椎税務署 ☎092・661・1031

## ごみの自己搬入料金を 改定

古賀清掃工場へのごみの自己搬入料金を、4月1日(水)から改定します。

**改定後の料金** 10kgごとに170円

**問い合わせ** 玄界環境組合総務課 ☎092・940・1310、古賀清掃工場 ☎092・942・1530

## 特定不妊治療費の 一部を助成

県では特定不妊治療費の一部を助成しています。平成31年4月1日以降に治療を終了・中断

した人の申請期限は3月31日(火)までです。必要書類や助成金額など、詳しくはお問い合わせください。

**対象** 次の①②に該当する人  
①指定医療機関で特定治療(体外受精または顕微授精)と併せて男性不妊治療を行った法律上の夫婦 ②夫と妻の前年の所得金額の合計が730万円未満

**問い合わせ** 県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 ☎37・4070

## 福岡聴覚特別支援学校の 幼稚部の園児を募集

申し込み方法など詳しくはお問い合わせください。

**場所** 県立福岡聴覚特別支援学校(福岡市早良区)

**対象** 平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれの聴覚に障がいがある幼児 ※4・5歳児も受け付けています

**募集期間** 1月31日(金)～2月7日(金) 正午

**入学選考** 2月14日(金) ※受付は9時30分

**結果発表** 3月2日(月)

**受付、問い合わせ** 県立福岡聴覚特別支援学校 ☎092・821・1212

## 合同公売会 イオンモール福津を 開催します

宗像・糟屋地区の市と県が合同で公売会を開催します。市税などの滞納処分で差し押さえた財産を、入札で売却します。電器製品や生活雑貨など、約120品を出品予定です。落札価格を決めるのは参加する皆さんです。

**日時** 1月25日(土) 午後1時30分開場  
**場所** イオンモール福津イオンホール  
**持参品** 購入代金、運転免許証などの本人確認書類、印鑑(法人の場合は代表印)、代理人の場合は委任状  
**問い合わせ** 市収納課 ☎43・8119

## 市立神興幼稚園の 入園児を追加募集

4月入園の神興幼稚園の園児を追加募集します。願書は定員に達するまで受け付けます。なお、幼児教育無償化で入園料と保育料はかかりませんが、教材費、絵本代などは別途必要です。

**対象** 市内在住の4歳児(平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれ)、5歳児(平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ)

**受付方法** 幼稚園で配布している入園願書を提出 ※印鑑を持参してください

**受付時間** 午前8時30分～午後5時

**問い合わせ** 市立神興幼稚園 ☎42・2107

## 北九州視覚特別支援学校の 入学生を募集

応募方法など詳しくはお問い合わせください。

**幼稚部**  
**対象** 平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれの幼児  
**入学検査** 2月14日(金)

## 福津市第2期子ども・子育て支援事業計画(素案)の 市民意見公募(パブリックコメント)を実施します

この計画は「こどもの笑顔があふれ、心豊かに育ちあうまち福津」を基本理念とし、市内の子どもたちが育つ「自分たちが育つたまちを大好き」と思える環境づくりを目指し、子ども・子育て支援施策を推進していくためのものです。

**素案の公開、意見の募集期間** 1月7日(火)～2月6日(木)

**素案の閲覧場所** 市公式ホームページの他、市役所、市立図書館、ふくとびあ、市中央公民館、宮司コミュニティセンター、津屋崎行政センター、カメリアステージ図書・歴史資料館、子育て支援センターななかよし、エンゼルスポッ

**ト**、各郷づくり拠点施設  
**意見を出してできる人** 市内に在住・在勤・在学する個人や団体など  
**意見提出方法** 意見は紙に書くか、メールなどの必ず形に残る方法で、個人の場合は住所、氏名、団体の場合は団体の名称と代表者の氏名を明記してください。なお、各郷づくり拠点施設を除く、素案が閲覧できる上記の施設には、意見提出箱を設置しています。  
**郵送で提出する場合** 〒811-3293(住所不要)市まちづくり推進室宛に送付してください。  
※2月6日(木)消印有効  
**市公式ホームページから提出す**

## 高等部

**対象** 次の①②いずれかに該当する人 ①特別支援学校高等部、高等学校、中等教育学校を卒業した人または令和2年3月にこれらを卒業見込みの人 ②学校施行法規則で①と同等以上の学力があると認められた人  
**入学検査** 3月9日(月)

## 共通

**場所** 県立北九州視覚特別支援学校(北九州市八幡東区)  
**募集期間** 1月31日(金)～2月7日(金)  
**志願資格** 両眼の視力が概ね0・3未満の人または視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡などの使用によっても通

**場合** トップページの「意見の提出はこちらから」の所定のフォームから提出してください。  
**メールで提出する場合** info@city.fukuoka.jp に送ってください。なお、データが10MBを超えると受信できない場合があります。事前に確認ください。  
**ファクスで提出する場合** FAX 43・3168 に送ってください。受信確認のため、送信後に市まちづくり推進室に電話連絡をお願いします。

**問い合わせ** 市民意見公募手続きの内容について 市まちづくり推進室 ☎43・8113 素案について 市こども課 ☎43・8124

常の文字、図形などの視覚による認識が不可能、または著しく困難な程度の人で、原則として保護者とともに県内に在住している人 ※学校指定様式の医師の診断書が必要

**問い合わせ** 県立北九州視覚特別支援学校 ☎093・651・5419